## 平成 30 年度第 2 回青森市防災会議 会議概要

**1 開催日時** 平成 31 年 2 月 13 日 (水) 14:30~15:10

2 開催場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室(講堂)

## 3 出席者 【委員】

出席者名簿のとおり

## 【事務局】

<総務部危機管理課> 廣津明男(参事兼危機管理監・課長事務取扱) 川村一功(副参事)、福原崇(主幹)、吉田翼(主事)

< 浪岡事務所総務課> 長谷川敬(次長・課長事務取扱)

# 4 会議

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 報告

以下、会議は、会長が議長を務め進行した。

## 【報告1:災害時における各種応援協定の締結について】

〔配布資料:資料 1「災害時における各種応援協定の締結について」〕

◆資料1に基づき、事務局より説明を行った。

事務局 | ○災害時における各種応援協定の締結について

災害時における各種応援協定については、昨年8月の青森市防災会議の開催以降、青森県及び県内全ての市町村との間で「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」を昨年12月6日に締結している。

締結内容については、青森県内において一の市町村では対応が困難な自然災害や原子力災害、テロ災害などの特殊災害が発生した場合における青森県による応援調整及び県内市町村間による生活必需品や資機材の提供、応急対策に必要な人員の派遣など被災市町村への応援に関して必要な事項を定めた内容となっている。

本協定に基づく県内市町村の相互応援により、災害時の円滑な応急対応が期待される。

市としては、引き続き関係機関、企業、団体等と協力し、防災対策の強化に努める。

災害時における各種応援協定の締結につきましては、以上である。

# ◆質疑等 特になし。

# 【報告2:平成30年度青森市総合防災訓練の実施結果について】

〔配布資料:資料2「平成30度青森市総合防災訓練の実施結果について」〕

◆資料2に基づき、事務局より説明を行った。

#### 事務局

○平成30年度青森市総合防災訓練の実施結果について

青森市総合防災訓練については、災害対策基本法及び青森市地域防災計画に基づき、本市防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、地域住民・防災関係機関の参加・連携のもと、毎年継続して実施しており、今年度は、昨年10月13日の土曜日、青森地区と浪岡地区の2地区において実施した。

災害想定については、青森地区では台風の接近に伴う前線活動の活発化により市内及び八甲田山系において集中豪雨となり、河川の増水及び満潮による高潮の発生により、堤側下流が氾濫したことを想定し、堤川下流の両岸 17 町会を対象とした訓練を実施した。

また、浪岡地区においても青森地区と同様の条件下において、浪岡川上流が氾濫したことを想定し、浪岡川北側の4町内会を対象とした訓練を実施した。

訓練参加者は、市職員、防災関係機関・団体、町会・町内会の方々など、青森地区と浪岡地区を合わせると総勢約 400 人であり、防災に関する関心の高さを確認できた。

訓練内容については、青森地区では、市役所本庁舎における災害対策本部運営訓練、浪打中学校における現地災害対策本部運営訓練、気象情報等の情報収集訓練、堤川の避難判断水位到達に伴う避難所開設訓練、「避難準備・高齢者等避難開始」発令に伴う高齢者等の避難行動訓練、避難勧告発令に伴う広報車等による住民への情報伝達訓練、避難勧告発令に伴う住民の避難行動訓練など13項目について訓練を実施した。

また、浪岡地区においても、現地災害対策本部設置訓練、 高齢者等避難誘導訓練、避難所開設訓練など 12 項目について 訓練を実施した。

訓練実施に当たり、関係機関・団体から協力いただいたことにつき、この場を借りて感謝申し上げる。

また、訓練参加者から「様々な訓練を体験し、多くのことを学ぶことができた。」「参加機関・団体の活動ぶりを見て非常に心強く感じた。」などの感想があったほか、「広報車による避難広報に時間がかかるので、広報台数を増やした方がよい。」「避難所に一早く到着した参加者の待ち時間が長かった。」などの意見もあったことから、検討の上、実災害時の対応や今後の訓練に活かしたいと考えており、引き続き、支援と協力をお願いする。

平成30年度青森市総合防災訓練の実施結果については、以上である。

# ◆質疑等

特になし。

#### (4) 議事

【案件 1:青森市地域防災計画の修正(案)について】

〔配布資料:資料3-1、3-2、3-3「青森市地域防災計画の修正(案)について」〕

◆資料 3-1、3-2、3-3 に基づき、事務局より説明を行った。

#### 事務局

○青森市地域防災計画の修正(案)について

本日の防災会議では、3項目について修正することを提案 する。

1 つ目は、国の防災基本計画や県の防災対策の見直し等を踏まえた青森県地域防災計画の修正に伴い、県が作成した「市町村地域防災計画修正の手引き」に基づき、青森市地域防災計画を修正することを提案する。

修正が必須のものは7項目あり、1項目の【避難対策】では、熊本地震の教訓を反映して災害対策を強化し、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で避難所運営の役割分担を定めておくことを追加する。

2項目の【要配慮等安全確保対策】では、熊本地震の教訓や 平成28年台風10号災害等を踏まえて災害対策を強化し、① 要配慮者施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を 含む非常災害に関する具体的な計画を作成することを追加、 ②避難行動要支援者名簿の適切な管理を追加、③要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認することを追加する。

3 項目の【土砂災害予防計画】では、熊本地震の教訓を反映 して災害対策を強化し、大規模盛土造成地における住宅の耐 震化の促進を追加する。

4項目の【水防】では、平成28年台風10号災害等を踏まえて災害対策を強化し、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして県が指定した河川以外の河川についても、役場等の所在に係る河川については、雨量の情報を活用するなど、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて市町村等へ河川水位等の情報を提供することを追加する。

5項目の【廃棄物等処理及び環境汚染防止】では、熊本地震の教訓を反映して災害対策を強化し、解体業者等と連携した 損壊家屋の解体体制を整備することなどを追加する。

6項目の【被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する 計画】では、熊本地震の教訓を反映して災害対策を強化し、 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討を追加す る。

7 項目の【被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定】では、熊本地震の教訓を反映して災害対策を強化し、住宅被害認定調査等について、被災者へ明確に説明することを追加する。

このほか、修正必須ではないものの、【広域応援】では、他 市町村への応援調整は県へ要請することに修正するなど、「総 則・災害予防計画編」、「風水害等対策編」及び「地震・津波 対策編」を修正する。

2つ目は、「青森市災害対策本部の代替施設の見直し」については、①昨年1月4日に全面共有開始となった青森市役所駅前庁舎を代替施設として追加、②青森地域広域事務組合消防合同庁舎の体育室が青森市災害対策本部と消防災害対策本部とで共同使用することになっていることから、両本部の業務の混乱を防ぐため、青森市災害対策本部の場所を「体育室」から「会議室」に変更することを提案する。

また、代替施設の設置順位1位を「青森地域広域事務組合 消防合同庁舎体育室」から「青森市役所駅前庁舎研修室」に、 設置順位2位を「青森市役所柳川庁舎大会議室」から「青森 地域広域事務組合消防合同庁舎会議室」に修正する。

なお、青森市役所柳川庁舎大会議室については、他の代替

施設と比較し、青森市役所本庁舎から遠方にあり、職員や資機材の移動等を踏まえた迅速な災害対策本部の設置を考慮し、除外する。

3つ目の「災害時における各種応援協定の追加等」については、報告1で説明した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」を追加し、この協定締結に伴い、廃止となった「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」を削除する。

なお、削除する協定は「地震等による大規模災害が発生した場合」であることに対し、追加する協定は「自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等」にも対応し、さらに県の役割を定め、県内の災害情報を集約する県が応援調整を行うことから、災害時における迅速かつ円滑な応援が期待できる。

青森市地域防災計画の修正案については、以上である。

## ◆質疑等

特になし。事務局提案のとおり修正について承認された。

### (5) 情報交換

小野寺	これより、情報交換の場とするが、青森海上保安部の及川
会長	委員から情報提供がある。
及川委員	青森海上保安部から、海上保安庁の昨今の自然災害の対応
(青森海上	について情報提供する。
保安部長)	海上保安庁の活動場所は海と捉えていると思うが、実は、
	海の災害が及ばない陸上内部における活動も行っている。
	海上保安庁総員職員は 14,000 人、巡視船 457 隻、飛行機 31
	機、ヘリコプター52機を配備し、本県に近い函館航空基地に
	はヘリコプター2機、仙台航空基地には飛行機2機とヘリコ
	プター2機を配備しており、その機動力を活かし、全国各地で
	自然災害が起きた時に、積極的に対応している。
	地震災害、地震に伴う津波災害、海上における対応はもち
	ろんのこと、台風や豪雨、火山噴火にも対応しており、住民
	の避難、給水、医療支援、負傷者や医療関係者の搬送、支援
	物資の輸送等を行っている。
	例えば、昨年9月の台風21号では、関西国際空港の連絡
	橋にタンカーが衝突して救助支援にあたったほか、巡視艇に

平成30年7月豪雨では、広島、岡山、愛媛で多数の犠牲者が出たが、内陸において、被災者の捜索救助活動、負傷者の

よる車両火災の消火活動を行った。

搬送、巡視船による給水支援を行っている。

平成27年9月の鬼怒川決壊では孤立者が多発し、昼夜を問わず、100名を越える孤立者を吊り上げて救助している。

このほか、北海道胆振東部地震、熊本地震、口永良部島噴火、東日本大震災にも対応しており、巡視船の発電による携帯電話の充電、巡視船による入浴提供、地域住民の要望に応じた愛犬の移送、支援物資の輸送等の支援を行っている。

なお、昨年9月、平川市で実施した県の防災訓練には、仙 台航空基地のヘリコプターも参加し、吊り上げ救助のデモン ストレーションを行っている。

海上保安庁では、海上での災害対応が原則であるものの、 内陸においても様々な支援ができる体制を整えており、今後 も積極的に支援する心構えでいる。

小野寺 会長 このほか情報提供はないか、なければ、本日の会議すべて 終了とする。

## (6) 閉会

各団体への今後の協力を依頼し、閉会。